

E Xサービス運送約款の一部改正

(E Xサービスのサービスエリア延伸等に伴う改正)

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この約款の目的)</p> <p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するE Xサービスにより締結する第2条第1項第5号に規定する東海道新幹線及び第2条第1項第6号に規定する山陽新幹線（以下総称して「E X路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「E X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。</p> <p>(注) 他社とは、次の交通事業者をいいます。 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>2 E X路線のうち、東京・新大阪間の各駅相互間及び東京・京都間の各駅と新神戸・<u>博多</u>間の各駅との相互間に係るE X運送契約に基づく旅客の運送等については、当社又は他社が別に定める場合を除いて、この約款を適用します。</p> <p>(注) E X路線のうち、新大阪・<u>博多</u>間の各駅相互間に係るE X運送契約に基づく旅客の運送等については、他社の定めるところによります。</p> <p>3 E X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定める次の各号に掲げる規約（以下総称して「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社又は他社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。</p> <p>(1) 当社が定める規約 <u>J R東海エクスプレス予約サービス会員規約（J R東海エクスプレス・カード会員用）</u> <u>J R東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラスE X会員用）</u> エクスプレス予約サービスに関する特約（J R東海エクスプレス・カー</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この約款の目的)</p> <p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するE Xサービスにより締結する第2条第1項第5号に規定する東海道新幹線、第2条第1項第6号に規定する山陽新幹線及び第2条第1項第7号に規定する九州新幹線（以下総称して「E X路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「E X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。</p> <p>(注) 他社とは、次の各交通事業者をいいます。 西日本旅客鉄道株式会社 <u>九州旅客鉄道株式会社</u></p> <p>2 E X路線のうち、東京・新大阪間の各駅相互間及び東京・京都間の各駅と新神戸・<u>鹿児島中央</u>間の各駅との相互間に係るE X運送契約に基づく旅客の運送等については、当社又は他社が別に定める場合を除いて、この約款を適用します。</p> <p>(注) E X路線のうち、新大阪・<u>鹿児島中央</u>間の各駅相互間に係るE X運送契約に基づく旅客の運送等については、他社の定めるところによります。</p> <p>3 E X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定める次の各号に掲げる規約（以下総称して「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社又は他社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。</p> <p>(1) 当社が定める規約 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> エクスプレス予約サービスに関する特約（J R東海エクスプレス・カー</p>

現行	改正
<p>ド会員用) エクスプレス予約サービスに関する特約 (プラスEX会員用)</p> <p>(中略)</p> <p>エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約</p> <p><u>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</u> エクスプレス予約コーポレートサービス (コーポレート) 規約 エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約</p> <p>J R東海EX-ICサービス規約 (J R東海エクスプレス・カード会員 (個人会員/一般法人会員/特別法人会員用))</p> <p>(中略)</p> <p>J R東海EX-ICサービス規約 (E予約専用会員用)</p> <p><u>J R東海エクスプレス予約サービス会員規約 (ビューカード会員用)</u> <u>エクスプレス予約サービスに関する特約 (ビューカード会員用)</u> <u>J R東海EX-ICサービス規約 (ビューカード会員用)</u></p> <p>(2) 他社が定める規約</p> <p>エクスプレス予約サービス (J-WESTカード (エクスプレス)) に関する特約 エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用W) 規約 EX-ICサービス (J-WESTカード (エクスプレス)) に関する特約 EX-ICサービス (E予約専用W) 規約</p>	<p>ド会員用) エクスプレス予約サービスに関する特約 (プラスEX会員用) <u>エクスプレス予約サービスに関する特約 (ビューカード会員用)</u></p> <p>(中略)</p> <p>エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約 <u>エクスプレス予約サービス (UCカードエクスプレスコーポレート) に関する特約</u> <u>(削る)</u> エクスプレス予約コーポレートサービス (コーポレート) 規約 エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約 <u>エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用ライト) 規約</u> J R東海EX-ICサービス規約 (J R東海エクスプレス・カード会員 (個人会員/一般法人会員/特別法人会員用)) <u>J R東海EX-ICサービス規約 (ビューカード会員用)</u></p> <p>(中略)</p> <p>J R東海EX-ICサービス規約 (E予約専用会員用) <u>J R東海EX-ICサービス規約 (E予約専用ライト会員用)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</u></p> <p>(2) 他社が定める規約 <u>ア 西日本旅客鉄道株式会社</u> エクスプレス予約サービス (J-WESTカード (エクスプレス)) に関する特約 エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用W) 規約 EX-ICサービス (J-WESTカード (エクスプレス)) に関する特約 EX-ICサービス (E予約専用W) 規約</p>

現行	改正
<p>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</p> <p>(3) 当社及び他社が定める規約 スマートE Xサービス会員規約 Tokaido <u>and</u> Sanyo Shinkansen Internet Reservation Service Membership Agreement (中略)</p> <p>(用語の意義) 第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。 (1) 「E Xサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから 旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。 ただし、E X路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有 する商品に関する事柄については、当社又は他社が別に定める場合を除き、 これに含みません。 (中略)</p> <p>(6) 「山陽新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間、山陽本 線（新幹線）中新神戸・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間をい います。ただし、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道 本線中新大阪・神戸間及び山陽本線中神戸・新下関間と同一の線路としての 取扱いをしません。</p>	<p>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</p> <p><u>イ 九州旅客鉄道株式会社</u> <u>J R九州エクスプレス予約サービス会員規約（J Q CARD エクスプレ ス会員用）</u> <u>J R九州E X－I Cサービスに関する特約（J Q CARD エクスプレス 会員用）</u> <u>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</u></p> <p>(3) 当社及び他社が定める規約 スマートE Xサービス会員規約 Tokaido Sanyo <u>Kyushu</u> Shinkansen Internet Reservation Service Membership Agreement (中略)</p> <p>(用語の意義) 第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。 (1) 「E Xサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから 旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。 ただし、E X路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有 する商品に関する事柄については、当社又は他社が別に定める場合を除き、 これに含みません。 (中略)</p> <p>(6) 「山陽新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間、山陽本 線（新幹線）中新神戸・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間をい います。ただし、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道 本線中新大阪・神戸間及び山陽本線中神戸・新下関間と同一の線路としての 取扱いをしません。</p> <p><u>(7) 「九州新幹線」とは、鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間、九州新幹 線中新八代・川内間及び鹿児島本線（新幹線）中川内・鹿児島中央間をい います。ただし、旅客営業規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、鹿児 島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間と同一の線路としての取扱 いはしません。</u></p>

現行	改正
<p>(7) 「EX乗車」とは、EX運送契約に基づき、EX路線の特別急行列車に乗車することをいいます。</p> <p>(8) 「EX-ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして当社又は他社がエクスプレス予約会員に貸与したICカードをいいます。</p> <p>(9) 「交通系ICカード」とは、東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款（平成18年10月社通達第112号）第3条第2号に規定するTOICA乗車券及び同第46条第1項各号に掲げるTOICA乗車券以外のICカード乗車券をいいます。</p> <p>(10) 「EXサービス交通系ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとしてEXサービス会員によって登録されている交通系ICカードをいいます。</p> <p>(11) 「QRチケット」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして、当社がお客様に付与するQRコードをいいます。 <small>（注）QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</small></p> <p>(12) 「EX-ICカード等」とは、EX-ICカード及びEXサービス交通系ICカードをいいます。</p> <p>(13) 「ICカード番号」とは、EX-ICカード等を識別するために付与された固有の番号をいいます。</p> <p>(14) 「EX窓口」とは、EX運送契約に係るEX-ICカード等及びQRチケットの処理を行う当社又は他社が別に定める箇所をいいます。</p> <p>(15) 「EX新幹線自動改札機」とは、EX路線の駅において当社又は他社が別に定める改札口に設置されたEX路線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う改札機（EX路線とEX路線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、EX-ICカード等及びQRチケットの処理を行うものをいいます。</p> <p>(16) 「EXサービスきっぷ」とは、EX運送契約を締結したEXサービス会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。</p>	<p>(8) 「EX乗車」とは、EX運送契約に基づき、EX路線の特別急行列車に乗車することをいいます。</p> <p>(9) 「EX-ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして当社又は他社がエクスプレス予約会員に貸与したICカードをいいます。</p> <p>(10) 「交通系ICカード」とは、東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款（平成18年10月社通達第112号）第3条第2号に規定するTOICA乗車券及び同第46条第1項各号に掲げるTOICA乗車券以外のICカード乗車券をいいます。</p> <p>(11) 「EXサービス交通系ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとしてEXサービス会員によって登録されている交通系ICカードをいいます。</p> <p>(12) 「QRチケット」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして、当社がお客様に付与するQRコードをいいます。 <small>（注）QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</small></p> <p>(13) 「EX-ICカード等」とは、EX-ICカード及びEXサービス交通系ICカードをいいます。</p> <p>(14) 「ICカード番号」とは、EX-ICカード等を識別するために付与された固有の番号をいいます。</p> <p>(15) 「EX窓口」とは、EX運送契約に係るEX-ICカード等及びQRチケットの処理を行う当社又は他社が別に定める箇所をいいます。</p> <p>(16) 「EX新幹線自動改札機」とは、EX路線の駅において当社又は他社が別に定める改札口に設置されたEX路線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う改札機（EX路線とEX路線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、EX-ICカード等及びQRチケットの処理を行うものをいいます。</p> <p>(17) 「EXサービスきっぷ」とは、EX運送契約を締結したEXサービス会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。</p>

現行	改正
<p>(17) 「システム等」とは、E Xサービスの提供及びE X運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。</p> <p>(注) 第3号に規定するスマートE Xサービスは、日本国以外の国又は地域においては、別の名称により呼称されることがあります。</p> <p>(18) 「お客様」とは、E Xサービス会員及び会員規約等に定める利用者を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>(E X運送契約に基づき乗車することができる列車等)</p> <p>第14条 E X乗車をするお客様は、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に限り、E X路線の特別急行列車に乗車することができます。ただし、利用設備を自由席と約定したE X運送契約においては、当該E X運送契約において約定した乗車日及び乗車区間に限り、E X路線の特別急行列車の自由席に1回乗車できます。</p> <p>(注) 第2条第1項第5号ただし書及び第6号ただし書に規定しているとおり、E X路線は、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、<u>東海道本線及び山陽本線</u>と同一の線路としての取扱いはしません。したがって、E X運送契約に基づいて<u>東海道本線又は山陽本線</u>の列車に乗車することはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第18条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>2 E Xサービス会員は、前項の規定によりE X運送契約を解除する場合は、払いもどし手数料として片道1人あたり320円を支払うものとし、E X運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、E X路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額(以下「特定額」といいます。)</p>	<p>(18) 「システム等」とは、E Xサービスの提供及びE X運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。</p> <p>(注) 第3号に規定するスマートE Xサービスは、日本国以外の国又は地域においては、別の名称により呼称されることがあります。</p> <p>(19) 「お客様」とは、E Xサービス会員及び会員規約等に定める利用者を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>(E X運送契約に基づき乗車することができる列車等)</p> <p>第14条 E X乗車をするお客様は、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に限り、E X路線の特別急行列車に乗車することができます。ただし、利用設備を自由席と約定したE X運送契約においては、当該E X運送契約において約定した乗車日及び乗車区間に限り、E X路線の特別急行列車の自由席に1回乗車できます。</p> <p>(注) 第2条第1項第5号ただし書、第6号ただし書及び<u>第7号ただし書</u>に規定しているとおり、E X路線は、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、<u>東海道本線、山陽本線及び鹿児島本線</u>と同一の線路としての取扱いはしません。したがって、E X運送契約に基づいて<u>東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線</u>の列車に乗車することはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第18条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>2 E Xサービス会員は、前項の規定によりE X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求する場合は、払いもどし手数料として片道1人あたり320円を支払うものとし、E X運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、<u>払いもどし手数料を支払うことなく、E X運送契約の運</u></p>

現行	改正
<p><u>と</u>します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前項の規定により解除されたE X運送契約における運賃等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号の場合<u>は、E X運送契約の運賃等から払いもどし手数料</u> (約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したE X運送契約にあつては特定額<u>と</u>し、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したE X運送契約にあつては片道1人あたり320円<u>とします。)</u> <u>を差し引いた額</u>の払いもどしをします。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>賃等から</u> E X路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額 (以下「特定額」といいます。) <u>を差し引いた額に限り、払いもどしを請求することができます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4 前項の規定により解除されたE X運送契約における運賃等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号の場合<u>であつて</u>、約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したE X運送契約にあつては、<u>払いもどし手数料を収受することなく、E X運送契約の運賃等から特定額を差し引いた額の払いもどしを</u>し、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したE X運送契約にあつては、<u>片道1人あたり320円の払いもどし手数料を収受したうえでE X運送契約の運賃等</u>の払いもどしをします。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和4年6月25日から施行する。ただし、第1条第3項第2号に係る改正は、令和4年6月24日から施行する。